

特定非営利活動法人すばこ SAKAI 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人すばこ SAKAI という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県坂井市丸岡町羽崎第28号34番地に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、ひとり親世帯に対して食品・物品および心の支援に関する事業を行い、子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関する事業を行う。

- (1) 食材等提供事業
- (2) リユース事業
- (3) こども食堂事業
- (4) 野菜作り体験事業
- (5) ひとり親相談事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思をもって入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況と認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問および職員)

第20条 この法人に、必要に応じ顧問および事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じこの法人の運営、業務について助言等を行う。
- 4 顧問は、必要に応じて総会および理事会において意見を述べることができる。
- 5 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および活動予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および活動決算
- (6) 役員の選任または解任、職務および報酬

- (7) 入会金および会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面または電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 第44条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および從たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財

産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 山腰 容子 副理事長 岩間 和代、中垣内 秀信
理事 川口 博司 監事 酒井 敏光
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

	個人	団体
① 入会金	一円	一円
② 年会費	2,000 円	10,000 円

(2) 賛助会員

	個人	団体
① 入会金	一円	一円
② 年会費	2,000 円	10,000 円

役員名簿

特定非営利活動法人すばこ SAKAI

役名	氏名	住所または居所	報酬の有無
理事長	やまごし ようこ 山腰 容子		無し
副理事長	いわま かずよ 岩間 和代		無し
副理事長	なかがい ひでのぶ 中垣内 秀信		無し
理事	かわぐち ひろし 川口 博司		無し
監事	さかい としみつ 酒井 敏光		無し

理事数 4人 監事数 1人 役員総数 5人

報酬を受ける役員数 0人 役員総数のうち報酬を受ける役員の割合 0%

設立趣旨書

特定非営利活動法人すばこ SAKAI

1 法人の設立の経緯や動機または法人格が必要となった理由

日本における「子どもがいる世帯の貧困率」は、2022年国民生活基礎調査（厚生労働省）において「大人が一人」の世帯は44.5%、「大人が二人以上」の世帯が8.6%となっています。比較からもわかるとおり、いわゆる「ひとり親世帯」の貧困はかなり深刻に受け止めなければならない現状です。

坂井市においてもその現状に差異はなく、食生活が学校給食頼りとなっている児童生徒の案件も要保護児童対策協議会では珍しくなくなっています。なお、母子世帯の不登校割合も高く、学校給食の機会すら失っている子どもの健全育成を担う仕組みや居場所を整備する必要性があると考えています。

さて、設立に携わる役員には、坂井市生活困窮者自立支援事業の元主任相談員が「子どもの居場所づくり」を運営している者、「子ども食堂はあの実」の運営を行い子育て支援を行ってきた者らが中心となっています。支援を必要としている子どもや親を誰一人取り残さない方法を模索し活動を続けるなかで、大きな疑問や課題を感じることがありました。

一つは、子ども食堂の多くが三世代交流での子どもの健全育成支援する活動内容となってきており、ひとり親の生活困窮世帯の参加率は少なく、「本当に困っている人に届いているのだろうか?」という疑問が残りました。

もう一つの課題は運営資金の調達です。支出の多くは食材料費に費やされています。また、企業や有志からの食品の寄付も活用しますが、その食材を冷蔵・冷凍保存しておく必要がありその場所の確保と光熱費を要します。

多くのボランティア団体は公的な助成金を頼りに運営していますが、公的資金頼りでは食糧に係る予算確保も厳しくなってきていることも相まって、活動を継続させていくために頭を悩ませています。

これらの疑問や課題の解決を図るために次のような仕組みを作りました。経費の大部分をしめる食糧を生産農家や食品スーパー等から食品ロスとなる規格外などで商品にならない食糧を無償提供して頂き、それを地域のコミュニティセンターに集め、SNS（LINE）を活用し登録されたひとり親世帯に連絡し提供する内容となっています。また、他者に気遣いなく利用できるようやり取りを使う名前は「苗字+数字」など個人情報にも配慮しました。

なお、私たちの支援活動の対象者は、所得格差が明らかな「ひとり親世帯」

としています。

すばこ SAKAI が目指すのは、ひとり親支援を主としていますが社会課題となっている食品ロス減少とリユースの推進を組み合わせ同時に実現することです。これにより支援者の運営の負担が軽減し、親の悩み相談や子どもたちとの野菜作りや料理体験を通して子どもや親に寄り添う時間もでき、「物による支援」だけではなく「心の支援」も行って参ります。

今回、法人の申請に至ったのは、当団体の活動を広く市内に浸透させていくためにも行政や関係団体との連携を深めていく必要性があり、社会的にも認められた公的な組織にすることが不可欠だと考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただき、「自分ごと」と思う機運の醸成を図ることが使命であり、特定非営利活動法人格を取得することが最適であるとの考えによるものです。

これにより、活動範囲を拡げたりすることもできます。また、事業継続もしやすくなり次世代へとつなぎ渡しが可能になります。そのために若者が運営に携われる体制を整えていくことにも注力してまいります。

2 法人の目的

この法人は、ひとり親世帯に対して食品・物品および心の支援に関する事業を行い、子供の健全な育成に寄与することを目的とする。

3 2 の目的を達成するための特定非営利活動

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

4 2 の目的を達成するための特定非営利活動に係る事業

- (1) 食材等提供事業
- (2) リユース事業
- (3) こども食堂事業
- (4) 野菜作り体験事業
- (5) ひとり親相談事業

5 主な事業および事業が営利を目的とせず、不特定・多数の利益に寄与する説明

本事業は個人や企業から無償で食品や物品を頂き、それを困窮世帯が多いひとり親世帯に無償で提供します。また、親子がいろいろな人と触れ合う機会を多くもつことになり、それが子供の健全な育成にもつながります。さらに、食品ロスを減らし、物品のリユースを行うことにより廃棄物が減り環境にもやさしい活動であると考えます。

6 法人設立の意思表明・決意

私たち役員および正社員は、この事業を長期にわたり継続していく為に強い気持ちをもって「未来ある子ども達とひとり親」に寄り添って支援を行ってまいります。

以上

令和6年度事業計画書

成立の日から から 令和 7年 3月31日まで

特定非営利活動法人すばこSAKAI

1、事業実施の方針

ひとり親世帯に対して、食品・物品および心の支援に関する事業を行い、子供の健全な育成に寄与することを目的します。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額千円
食材等提供	野菜や食料品の回収とその提供	毎週1日	磯部コミュニティセンター 市内のコミュニティセンター	4人	10～20名	126
リユース	主に制服や学用品を回収し希望者に提供	毎週1日	磯部コミュニティセンター 市内のコミュニティセンター	4人	10～20名	14
こども食堂	ひとり親世帯の親子と一緒に料理づくり	毎月1日	磯部コミュニティセンター	6人	約10組	80
野菜づくり体験	野菜の種まきや収穫の体験	随時	羽崎区内の田畠	5人	約5組	18
ひとり親相談	個人またはグループで悩み相談サロンの開催	随時	磯部コミュニティセンター	2人	3～5名	2

※管理費

22

令和7年度事業計画書

令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

特定非営利活動法人すばこSAKAI

1、事業実施の方針

ひとり親世帯に対して、食品・物品および心の支援に関する事業を行い、子供の健全な育成に寄与することを目的します。

2、事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額千円
食材等提供	野菜や食料品の回収とその提供	毎週1日	磯部コミュニティセンター 市内のコミュニティセンター	6人	30～40名	140
リユース	主に制服や学用品を回収し希望者に提供	毎週1日	磯部コミュニティセンター 市内のコミュニティセンター	6人	30～40名	16
こども食堂	ひとり親世帯の親子と一緒に料理づくり	毎月1日	磯部コミュニティセンター	8人	約20組	60
野菜づくり体験	野菜の種まきや収穫の体験	随時	羽崎区内の田畠	5人	約10組	13
ひとり親相談	個人またはグループで悩み相談サロンの開催	随時	磯部コミュニティセンター	2人	3～5名	2

※管理費 106

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人すばこ SAKAI

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	90,000	114,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取公的助成金 <small>(坂井市市民活動応援助成事業)</small>	200,000	200,000	
受取民間助成金	0		
4 事業収益			
事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	10		
雑収益	0	10	
経常収益計			314,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
資料作成費	35,000		
消耗品費	24,000		
材料費	152,000		
施設使用料	16,600		
会議費	0		
旅費交通費	7,500		
賃貸料	5,000		
その他経費計	240,100		
事業費計		240,100	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
事務用品費	10,000		
保険料	4,200		
旅費交通費	3,000		
予備費	5,000		
その他経費計	22,200		
管理費計		22,200	
経常費用計			262,300
当期経常増減額		51,710	
当期正味財産増減額		51,710	
設立時正味財産額		0	
次期繰越正味財産額		51,710	

※ 当該年度は他の事業の実施を予定していません。

令和7年の事業年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 すばこ SAKAI
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取会費	160,000	184,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3. 受取助成金等			
受取公的助成金(坂井市市民活動応援助成事業)	200,000		
受取民間助成金	0	200,000	
4. 事業収益			
事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	10		
雑収益	0	10	
経常収益計			384,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
資料作成費	35,000		
消耗品費	24,000		
旅費交通費	15,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
材料費	109,000		
施設利用料	42,000		
賃貸料	5,000		
その他経費計	230,000		
事業費計		230,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	3,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
保険料	8,400		
予備費	65,000		
その他経費計	106,400		
管理費計		106,400	
経常費用計			336,400
III 経常外収益			47,610
1. 固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			47,610
次期繰越正味財産額			51,710
当期正味財産増減額			99,320

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和6年度 特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

法人成立の日から 令和 7年 3月31日

	科 目	金 額 (単位:円)	算出根拠(単位:円)
経常収入の部	会費・入会金収入	114,000	入会金(正会員) 0円 会費(正会員) 2,000円×12人=24,000円 会費(賛助個人) 2,000円×20口=40,000円 会費(賛助企業) 10,000円×5社=50,000円
	①(食材等提供)事業収入	0	
	②(リユース)事業収入	0	
	③(こども食堂)事業収入	0	
	④(野菜作り体験)事業収入	0	
	⑤(ひとり親相談)事業収入	0	
	補助金・助成金収入	200,000	坂井市ほか
	寄付金収入	0	
	雑収入	10	利息
	経常収入 (A)	314,010	
経常支出の部	① (食材等提供) 事業費	126,450	資料作成費 (パンフなど作成 35,000円) の90% 材料費 (コンテナボックス費 3000円×18個=54,000円) の90% 〃 (掲示板作成費 5,000円) の90% 旅費交通費 (燃料代 150円×50回=7,500円) の90% 施設利用料 (300円×50回=15,000円) の90% 消耗品費 (ビニール袋・パック等 2,000円×12ヶ月=24,000円) の90%
	② (リユース) 事業費	14,050	資料作成費 (パンフなど作成 35,000円) の10% 材料費 (コンテナボックス費 3000円×18個=54,000円) の10% 〃 (掲示板作成費 5,000円) の10% 旅費交通費 (燃料代 150円×50回=7,500円) の10% 施設利用料 (300円×50回=15,000円) の10% 消耗品費 (ビニール袋・パック等 2,000円×12ヶ月=24,000円) の10%
	③ (こども食堂) 事業費	80,000	材料費 (8,000×10回=80,000円)
	④ (野菜作り体験) 事業費	18,000	賃貸料 (5,000円) 材料費 (種子・苗費 6,000円) 肥料費 7,000円
	⑤ (ひとり親相談) 事業費	1,600	施設利用料 (400円×4回=1,600円)
	事業費計	240,100	
	給料手当	0	事務関係人件費
	会議費	0	総会および慰労会
	旅費交通費	3,000	集金時 燃料費 (ガソリン 300円×10回=3,000円)
	通信費	0	
事務用品費	10,000	法人印鑑、銀行印鑑	
消耗品費	0		
修繕費	0		
研修費	0		
光熱水料費	0		
賃借料	0		
保険料	4,200	ボランティア保険 350円×12名	
減価償却費	0		
租税公課	0		
予備費(雑費)	5,000		
管理費計	22,200		
経常支出合計 (B)=事業費+管理費	262,300		
経常収支差額(C)=(A)-(B)	51,710		
設立時正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	51,710		

令和 7 年度 特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

	科 目	金額 (単位:千円)	算出根拠(単位:千円)
経常収入の部	会費・入会金収入	184,000	入会金(正会員) 0円 会費(正会員) 2,000円×12人=24,000円 会費(賛助個人) 2,000円×30口=60,000円 会費(賛助企業) 10,000円×10社=100,000円
	①(食材等提供)事業収入	0	
	②(リユース)事業収入	0	
	③(こども食堂)事業収入	0	
	④(野菜作り体験)事業収入	0	
	⑤(ひとり親相談)事業収入	0	
	補助金・助成金収入	200,000	坂井市ほか
	寄付金収入	0	
	雑収入	10	利息
	経常収入 (A)	384,010	
経常支出の部	① (食材等提供) 事業費	139,500	資料作成費 (パンフ等作成 35,000円) の90% 材料費 (コンテナボックス費 (3000円×12個=36,000円) の90% " (掲示板作成費 5,000円) の90% 旅費交通費 (ガソリン代 150円×50回×2エリア=15,000円) の90% 施設利用料 (400円×50回×2施設=40,000円) の90% 消耗品費 (ビニール袋・パック等 2,000円×12ヶ月=24,000円) の90% 資料作成費 (パンフ等作成 35,000円) の90% 材料費 (コンテナボックス費 (3000円×12個=36,000円) の90% " (掲示板作成費 5,000円) の90% 旅費交通費 (ガソリン代 150円×50回×2エリア=15,000円) の90% 施設利用料 (400円×50回×2施設=40,000円) の90% 消耗品費 (ビニール袋・パック等 2,000円×12ヶ月=24,000円) の90%
	② (リユース) 事業費	15,500	材料費 (4,000×15回=60,000円)
	③ (こども食堂) 事業費	60,000	賃貸費 (5,000円) 材料費 (種子・苗代 5,000円) " (肥料など 3,000円)
	④ (野菜作り体験) 事業費	13,000	施設利用料 (400円×5回=2,000円)
	⑤ (ひとり親相談) 事業費	2,000	
	事業費計	230,000	
	給料手当	0	事務関係人件費
	会議費	30,000	総会および慰労会
	旅費交通費	3,000	集金時 燃料費 (ガソリン代 300円×10回=3,000円)
	通信費	0	
	事務用品費	0	
	消耗品費	0	
	修繕費	0	
	研修費	0	
	光熱水料費	0	
	賃借料	0	
	保険料	8,400	ボランティア保険 350円×24名
	減価償却費	0	
	租税公課	0	
	予備費(雑費)	65,000	LINE公式アカウント利用料ほか
	管理費計	106,400	
経常支出合計 (B)=事業費+管理費		336,400	
経常収支差額(C)=(A)-(B)		47,610	
前期繰越正味財産額		51,710	
次期繰越正味財産額		99,320	